

知らなきや損する

今回の数字

100万円

あわてるな! NISA口座の開設
1人1口座のみ! よく考えて活用しよう

来年1月スタート、100万円まで非課税

少額投資非課税制度【愛称NISA(ニーサ)】が平成26年1月からスタートすることをご存知ですか? 投資信託の購入や株の取引をするためには、最初に販売会社で取引の申し込みを行います。これを「口座開設」と言います。その際、売却益や分配金、そして配当金の税金の申告についてどうするかを決めなければなりません。税金の選択肢は3つです。

- ①税金は自分で計算し自ら確定申告する「一般口座」
- ②税金計算は販売会社が行い源泉徴収のみで完結する「特定口座(源泉徴収あり)」
- ③税金計算に必要な書類は販売会社が作成し、確定申告は自分で行う「特定口座(源泉徴収なし)」

口座開設時には、上記の3つから口座を選択することになります。投資信託や株式などに対する税金は、2013年は10.147%(復興税2.1%を含む)、2014年からは20.315%になるのですが、2014年1月1日からスタートするNISAは、20.315%の税金がゼロ、非課税になるという制度で、税金が非課税になる口座を「NISA(ニーサ)口座」といいます。つまり、NISAを利用するためには、新たにNISA口座を開設する必要があるわけです。

**NISA口座は最大500万円、
資産形成に賢く活用**

NISAを利用して初めて取引を行う人は、口座開設時に、NISA口座の手続きも一緒に行えば利用できます。また、すでに一般口座や特定口座を

| | |
|----------|--------------------------|
| 対象者 | 20歳以上の日本国内居住者 |
| 非課税対象 | 株式投資信託や上場株式等の譲渡益・分配金・配当金 |
| 非課税投資枠 | 毎年、新規投資額で100万円が上限 |
| 口座開設可能期間 | 10年間(2014年~2023年) |
| 非課税期間 | 最長5年間 |
| 途中売却 | 自由(売却部分の再利用は不可) |
| 損益通算 | 特定口座や一般口座との損益通算は不可 |
| 口座開設数 | 1人1口座 |

開設している人は、新たにNISA口座の届け出をしなければ利用することができません。

では、NISAとはどのような制度なのでしょう? NISAは、日本国内に居住する20歳以上の人なら誰でも利用できます。販売会社でNISA口座を開設すると、今回の数字である年間**100万円**の非課税枠が与えられます。ただし、非課税期間は5年間で最大500万円、口座開設可能期間は10年間です。この枠内なら毎年100万円分で購入した投資信託や株式の運用で得た売却益や分配金、配当金が非課税になるのですが、2014年の100万円の枠は、2014年に新たに購入した100万円分なので、すでに購入しているものをNISA口座に移すことはできません。

またNISA口座は1人1口座です。今は、4年間販売会社の変更ができない制度になっています。つまり、口座開設をする前に、どの販売会社の、どの商品で、どのように活用するのが重要です。今回は、さらにNISAの注意点や活用方法について解説します。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

SBI GROUP

SBI証券のEXPRESS口座 開設はこちらへ

最短、翌日から取引可能!
(口座開設料・管理料は無料です)



FPサポート研究所

<http://www.fpsl.co.jp/>

検索



証券 投資

あなたの暮らしと財産を守るパートナー
株式会社 FPサポート研究所

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038

●株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲介業者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 ●当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。●所属金融商品取引業者 株式会社SBI証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

